

議案第22号

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、香椎照葉二，七丁目地区地区計画その他の地区計画の区域における適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため，建築物の用途等に関する事項について新たに条例による制限として定める等の必要があるによる。

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成2年福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「福岡都市計画地区計画」を「福岡広域都市計画地区計画」に改め，同表香椎照葉二丁目北地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

香椎照葉二，七丁目地区 地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画香椎照葉二，七丁目地区地区計画 の区域のうち，地区整備計画が定められた区域
-------------------------	--

別表第1 香椎照葉四丁目東地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

香椎照葉五丁目地区地区 整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画香椎照葉五丁目地区地区計画の区 域のうち，地区整備計画が定められた区域
香椎照葉六，七丁目集合 住宅地区地区整備計画区 域	福岡広域都市計画地区計画香椎照葉六，七丁目集合住宅地区 地区計画の区域のうち，地区整備計画が定められた区域

別表第1 神松寺三丁目地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

茶山三丁目地区地区整備 計画区域	福岡広域都市計画地区計画茶山三丁目地区地区計画の区域の うち、地区整備計画が定められた区域
---------------------	--

別表第1 金武・吉武地区集落地区整備計画区域の項中「福岡都市計画集落地区計画」を「福岡広域都市計画集落地区計画」に改める。

別表第2 中「福岡都市計画道路」を「福岡広域都市計画道路」に、「福岡都市計画緑地」を「福岡広域都市計画緑地」に、「第135条の20各号」を「第135条の21各号」に改め、同表香椎照葉二丁目北地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

香椎照葉二, 七丁目地区 地区整備計 画区域								
---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第2 香椎照葉四丁目東地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

200	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱（渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物の部分（学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるものに限る。）で、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なものを除く。）</p>	<p>(1) 区画道路の一部並びに福岡広域都市計画道路香椎アイランド線、市道奈多香椎浜線、市道香椎照葉4410号線、市道香椎照葉4413号線及び市道香椎照葉4469号線との敷地境界線</p>	3		
		<p>(2) 区画道路の一部及び隣地（都市計画の計画図において2メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）との敷地境界線</p>	2		

<p>香椎照葉五丁目地区地区整備計画区域</p>		<p>(1) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの</p>					
<p>香椎照葉六, 七丁目集合住宅地区地区整備計画区域</p>		<p>(1) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) ボーリング場, スケート場, 水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2に定める運動施設でこれらの用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p>					

別表第2 東月隈四丁目地区地区整備計画区域の項中「福岡都市計画高度地区」を「福岡広域都市計画高度地区」に改め, 同表神松寺三丁目地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

500（公民館、集会所その他これらに類する建築物で地区内住民の社会教育活動又は自治活動の用に供する建築物の敷地を除く。）	建築物の外壁又はこれに代わる柱	(1) 市道香椎照葉4522号線の一部並びに市道香椎照葉4412号線、市道香椎照葉4414号線及び隣地（都市計画の計画図において3メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）との敷地境界線	3		
		(2) 市道香椎照葉4522号線の一部との敷地境界線	2		
500（公民館、集会所その他これらに類する建築物で地区内住民の社会教育活動又は自治活動の用に供する建築物の敷地を除く。）	建築物の外壁又はこれに代わる柱	(1) 区画道路の一部並びに福岡広域都市計画道路香椎アイランド線、福岡広域都市計画道路アイランド中央2号線及び市道香椎照葉4112号線との敷地境界線	3		
		(2) 区画道路の一部及び隣地（都市計画の計画図において2メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）との敷地境界線	2		

茶山三丁目 地区地区整 備計画区域	床又は壁で区画された各住戸 の床面積が35平方メートル未 満の共同住宅及び長屋						
-------------------------	---	--	--	--	--	--	--

別表第2 伊都土地区画整理地区地区整備計画区域の項中「都市計画道路」を「福岡広域都市計画道路」に改め、同表西福岡マリナタウン地区地区整備計画区域の項中「福岡都市計画公園」を「福岡広域都市計画公園」に改め、同表橋本二丁目地区地区整備計画区域の項中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第5号」に改め、同表香椎浜三丁目地区地区整備計画区域の項中「(福岡都市計画公園香椎浜中央公園に面する部分を除く。)」を削り、同表天神明治通り地区地区整備計画区域の項中「都市計画道路」を「福岡広域都市計画道路」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

165	建築物の外壁又はこれに代わる柱（壁を有しない自動車車庫であって建築物に附属するものに係るもの（市道友丘茶山線及び市道茶山948号線との敷地境界線との水平離隔距離が1メートルを超えるものに限る。）を除く。）	市道友丘茶山線及び市道茶山948号線との敷地境界線	2	10（都市計画の計画図において表示する高さの制限に係る区域に限る。）
	建築物の外壁又はこれに代わる柱	隣地との敷地境界線	1	